

## 事業事前評価表

国際協力機構産業開発・公共政策部 ガバナンス G 行財政・金融 T

### 1. 案件名 (国名)

国名：ケニア共和国（ケニア）、タンザニア連合共和国（タンザニア）、ウガンダ共和国（ウガンダ）、ルワンダ共和国（ルワンダ）及びブルンジ共和国（ブルンジ）

案件名： 東部アフリカ地域における貿易円滑化及び国境管理能力向上プロジェクト

Project on Capacity Development for Trade Facilitation and Border Control in East Africa

### 2. 事業の背景と必要性

(1) 東部アフリカ地域における貿易円滑化・税関セクター及び同地域の開発の現状・課題及び本事業の位置付け

東アフリカ共同体（East African Community。以下「EAC」という。）は、2000年7月に設立されて以来、加盟国を増やしながら着実に成長してきた。過去5年間のGDP平均成長率は5%で、総人口は約1億6,200万人に達している（南スーダン国含む）。この成長の一因として地域統合・関税同盟をすすめるための取組や税関行政の近代化が挙げられており、特に単一関税領域（SCT）の実施、EAC 関税管理法やワンストップボーダーポスト（One Stop Border Post。以下「OSBP」という。）法の採択、地域通関所要時間調査や通関手続きの簡素化、各国税関管理システムの近代化、国際水準に沿った認定事業者（Authorized Economic Operator。以下、「AEO」という。）制度の導入等、貿易円滑化を促進するための多様な努力が行われている。

しかしながら、当該地域は貿易・ロジスティックスの観点からは、未だ国境通関やインフラ面での課題を抱えている。特に主要回廊の物流効率化の観点からは、北部回廊の物流の道路輸送への過度の依存、モンバサ港の港湾運営、並びに越境の効率性などが課題として掲げられている。また地域内及び地域間の貿易・物流にかかるコストが先進諸国と比較して60-70%高いことが報告されており、貿易円滑化を促進することで投資の誘致、地域のビジネスコストの削減につながり、更なる発展の鍵になるとして広く認識されている。更に、世界的なテロの脅威やサプライチェーンの複雑化を受けて、人とモノの合法的な移動の円滑化のためには、税関や国境管理分野の能力強化や関係機関・ステークホルダー間の協調体制を強化し、貿易・税関における安全とセキュリティを確保することが、ますます重要となっている。

このような背景の下、JICAは、東部アフリカ地域の各国の歳入庁及び同庁下にある関税局をカウンターパートに、税関当局、関連する国境管理機関、通関

業者の能力強化を通じ、国境通関の効率化を図ることで域内の貿易円滑化に資する技術協力プロジェクトとして、ケニア、タンザニア、ウガンダを対象とした「東部アフリカ地域税関能力向上プロジェクト」（2007年12月～2009年9月）、上記3か国に加えルワンダ、ブルンジを対象とした「東部アフリカ地域税関能力向上プロジェクト フェーズ2」（2009年9月～2013年9月）、及び「東部アフリカ地域における国際貿易円滑化のための能力強化プロジェクト（2013年12月～2017年12月）」を実施してきた。この活動として、ナマンガ（ケニア/タンザニア）とルスモ（ルワンダ/タンザニア）の陸路国境での OSBP の導入と運用化や、各国歳入庁に対するリスクマネジメント（Risk Management。以下「RM」という。）研修実施による税関能力の向上を実施し、ルスモ OSBP の開通、2つの OSBP 運用化に向けた取り組みで得た教訓・経験を記載した OSBP ソースブックの改訂、RM 研修で得た知識の現場での活用などが達成された。

加えて、同地域ではテロの脅威が続いており、2010年のアルシャバブによる自爆テロ事件（ウガンダ）、2013年の大型ショッピングモール襲撃事件（ケニア）、2019年のホテル襲撃事件（ケニア）等のテロ事件が発生している。また、同地域においては違法銃器、薬物等の流入が懸念されており、United Nations Office on Drugs and Crime（UNODC）が2018年に発行した世界薬物報告書によれば、アフガニスタンから東部アフリカに違法薬物が流入し、そこからヨーロッパへ至るルートを通じた取引が増加していると指摘されている。

このような背景の中、EAC 対象国はこれまで支援をしてきた OSBP の具体的な運用、及び他の OSBP への支援を行うことで貿易円滑化が必要であること、また近年のテロ等の発生は違法銃器や薬物が諸外国から対象国への流入が要因となっており治安悪化を防ぐためにはセキュリティ強化が喫緊の課題であるため、効果的な国境管理を更に加速する必要がある。このことから、OSBP の効果的な運営・展開及び国境管理強化に資する税関当局の能力向上に焦点を当て、新たな支援を要請した。

（2）貿易円滑化・税関セクター及び東部アフリカ地域に対する我が国及び JICA の協力方針等と本事業の位置付け

我が国は2016年に開催された TICADVI ナイロビ宣言及び実施計画において、ピラー1「経済の多角化・産業化を通じた経済構造改革の促進」の中で「ワン・ストップ・ボーダー・ポスト(OSBP)、貿易センターの構築やその他の関連する支援を通じて、効率的な税関手続や関係当局の能力強化等の貿易円滑化措置を促進する。」を、ピラー3「繁栄の共有のための社会安定化促進」の中で「政府関係者の研修、司法及び警察システムの強化、最先端の技術や ICT を用いた国境管理能力の強化等の措置により、テロ、不法な取引及び腐敗に対抗するため

の国家及び地方政府の行政能力を強化する。」や「通常兵器の違法取引への対応を含む国境監視や国境安全の能力や、国境を越える違法取引を根絶するための輸出入管理の能力を強化する。」をそれぞれ掲げている。本プロジェクトはこうした方針と合致しており、実施意義が高い。

加えて「自由で開かれたインド太平洋」では、「経済的繁栄の追求（連結性、EPA/FTA や投資協定を含む経済連携の強化）」が柱の一つとして掲げられており、具体化の中でも経済的繁栄の追求のための「人材育成等による「人的連結性」、通関円滑化等による「制度的連結性」」が記載されている。

また、こうした取り組みは貿易と投資の促進、ビジネス環境の改善、治安維持対策の強化及び連結性の向上に寄与するものであり、SDGs ゴール 8（持続的・包括的な経済成長）に貢献するものと考えられる。

加えて、本事業は JICA における各対象国の産業振興や貿易投資促進等に関連した重点支援プログラムに合致するほか、事業戦略「経済成長の基礎及び原動力の確保」の「公共財政管理・金融市場整備クラスター」における重要案件に位置付けられる。

### （3）他の援助機関の対応

EAC 地域において域内の貿易円滑化を支援する主要なドナー/パートナーには、世界税関機構（World Customs Organization。以下、「WCO」という。）、トレードマーク・イースト・アフリカ（Trade Mark East Africa。以下、「TMEA」という。英国国際開発省（DFID）が主に拠出）、世界銀行（World Bank。以下、「WB」という。）、アフリカ開発銀行（African Development Bank。以下、「AfDB」という。）、国際移住機関（International Organization for Migration。以下、「IOM」という。）、欧州連合（European Union。以下、「EU」という。）、ドイツ国際協力公社（The Deutsche Gesellschaft für Internationale Zusammenarbeit。以下、「GIZ」という。）、国際貿易開発会議（United Nations Conference on Trade and Development。以下、「UNCTAD」という。）、国際通貨基金（International Monetary Fund。以下、「IMF」という。）、中国、フィンランド、韓国、ノルウェー、スウェーデン及び米国政府などがある。これら支援は、幅広く、OSBP 施設建設（主として JICA、WB、AfDB、TMEA による）と、その運用化（主として、JICA、TMEA、IOM による）、官民双方の様々な訓練や意識普及プログラムの開発と実施、より良い貿易円滑化のための官民パートナーシップの強化など、様々な貿易円滑化イニシアティブに及ぶ。各ドナー/パートナーの支援の重複を避けつつ効果的にプロジェクトを実施し、当該地域への支援の相乗効果を発揮するために、継続的に情報交換を行い、担当分野を割り当てたうえ、実施してきた。各国関税局と共に EAC 事務局も、このような努力を調整する役割を果たしている。

## 3. 事業概要

(1) 事業目的

本事業は、東部アフリカ地域の対象陸路国境において OSBP の運営及び国境管理のための税関当局の能力強化を行うことにより、国境手続き効率化と国境取締の能力向上を図り、もって貿易円滑化と、安全と治安環境の確保に寄与するものである。

(2) プロジェクトサイト／対象地域名

ケニア（ナイロビ、モンバサ）、タンザニア（ダルエスサラーム、アルーシャ、ザンジバル）、ルワンダ（キガリ）、ウガンダ（カンパラ）、ブルンジ（ブジュンブラ）、および対象国内の OSBP 施設（ナマンガ OSBP、ルスモ OSBP、マラバ OSBP、ガトウナ/カトウナ OSBP）

(3) 本事業の受益者（ターゲットグループ）

直接受益者：ブルンジ、ケニア、ルワンダ、タンザニア、ウガンダの歳入庁

最終受益者：各パートナー国の国境管理組織、貿易業者、及び通関業者

(4) 総事業費（日本側）

5.6 億円

(5) 事業実施期間

2017 年 12 月～2021 年 6 月を予定(計 43 カ月)

(6) 事業実施体制

EAC 5 カ国歳入庁、関係機関（移民局、検疫局、EAC 事務局等）

(7) 投入（インプット）

1) 日本側

① 専門家派遣（合計約 119 M/M）：

チーフ・アドバイザー、地域人材育成協力／業務調整、OSBP 運用化支援、必要に応じて税関実務（国境取締、リスクマネジメント等）の短期専門家

② 研修員受け入れ：必要に応じて実施（知的財産権 分野等）

③ 機材供与：無し

2) 対象国側

① カウンターパートの配置

プロジェクトダイレクター（各機関の長）、プロジェクトマネージャー、各活動に応じたカウンターパートチーム

② 案件実施のためのサービスや施設、現地経費の提供

執務環境：プロジェクト専門家及びスタッフに必要な執務スペース、機器  
プロジェクト活動経費：OSBP 施設、国境管理の運営管理コストを含む必要経費

(8) 他事業、他援助機関等との連携・役割分担

1) 我が国の援助活動

本事業と関連性の高い国境管理取締用機材を整備すべく、無償資金協力案件を形成予定。

2) 他援助機関等の援助活動

WCO とは技術協力に係る連携協定を締結しており、JICA がアフリカで実施中の貿易円滑化・税関分野近代化の更なる実施促進と、JICA/WCO 間の連携協力促進に資する業務及び TICAD イニシアチブの実施促進に資する情報収集・報告及び情報発信の業務を実施している。同組織よりチーフ・アドバイザーの本事業への派遣の他、必要に応じリスク管理、セキュリティプログラム等税関分野に係る短期専門家派遣等も行っている。

(9) 環境社会配慮・横断的事項・ジェンダー分類

1) 環境社会配慮

① カテゴリ分類：C

② カテゴリ分類の根拠：本事業は、「国際協力機構環境社会配慮ガイドライン」(2010 年公布)に掲げる影響を及ぼしやすいセクター・特性及び影響を受けやすい地域に該当せず、環境への望ましくない影響は最小限であると判断されるため。

2) 横断的事項：特になし

3) ジェンダー分類：ジェンダー対象外

<分類理由>本案件においては国境の管理能力の向上、税関能力向上が対象となっており、ジェンダーに関わる業務は関連しないため対象外としている。

(10) その他特記事項：特になし

#### 4. 事業の枠組み

(1) 上位目標：

東部アフリカ地域において、貿易円滑化と、安全と治安環境の確保が促進される。

指標 1：EAC 地域において、EAC 地域 OSBP 手続マニュアルを基にして運営されている OSBP の数が 9 カ所を超える。

指標 2：国境における税関監視能力強化による密輸摘発例が増加する。

(2) プロジェクト目標：

東部アフリカの対象国境において国境手続きの効率性と国境取締のための能力が向上する。

指標 1：対象国境における貨物と人の通関時間が、OSBP 運用前と比較し、平均で貨物 30%、人 20%短縮される。

- 指標 2 : EAC 地域 OSBP 手続マニュアルに従って対象 OSBP が運営される。  
指標 3 : リスク・ベース・アプローチが、国境管理手続に更に組み込まれる。  
指標 4 : 監視と執行目的のための情報交換の回数/メカニズムが増える。

### (3) 成果

成果 1 : OSBP が対象陸路国境において効率的かつ地域協調的に運営される。

指標 1-1 : 対象 OSBP における通関時間にかかる評価（通関時間調査とインパクト評価）を 2 回以上実施される。対象 OSBP におけるモニタリングレポートを用いたモニタリング活動が 8 度以上行われる。

指標 1-2 : EAC 地域 OSBP 手続マニュアルの研修と普及のためのプログラムへの職員と関係者の参加数が 800 名を超える。

指標 1-3 : 対象陸路国境の OSBP 運営に従事する職員による、EAC 地域 OSBP 手続マニュアルの理解度及び活用度が 70%を超える。

指標 1-4 : OSBP 運営により得られた教訓が、EAC 地域 OSBP 手続マニュアル及び EAC 地域 OSBP トレーニングカリキュラムに反映される。

成果 2 : 効率的かつ効果的な国境管理のための税関当局の能力が強化される。

指標 2-1 : パートナー国によるリスクマネジメントアプローチを更に強化するための実際的な措置の数が 15 を越える。

指標 2-2 : 研修受講者のリスクマネジメント関連項目の理解度に関する総合評価が 70%を超える。

指標 2-3 : 情報分析において、マスタートレーナー（MT）が実施する RM 関連の研修受講者数が 2,000 を超える。

指標 2-4 : 事後調査（PCA）について育成された MT の数が 15 人を超える。

指標 2-5 : 情報交換及び（又は）、合同検査/運用活動が対象国境において少なくとも月に 1 回実施される。

## 5. 前提条件・外部条件

### (1) 前提条件

- ・ OSBP に関係する政府機関がプロジェクト活動に協力する。
- ・ OSBP 運用開始のための必要な施設建設と関連機材、また ICT、水、電気等の環境が整備される。
- ・ これまでのカウンターパート機関の成果（OSBP ソースブックや EAC OSBP 手続きマニュアル、EAC OSBP パフォーマンス指標、EAC OSBP カリキュラムといった OSBP 実施のための参考資料）が本事業促進のために活用される。

### (2) 外部条件

対象国同士の関係性が悪化せず、国境が安定して開通される。またブルンジを始めとして対象国の治安状況や関係国間の政治関係が悪化しない。

## 6. 過去の類似案件の教訓と本事業への適用

「東部アフリカ地域における国際貿易円滑化のための能力強化プロジェクト」においては、他の資金協力により対象の OSBP 施設及びインフラストラクチャー（ICT 相互接続、水力、電力など）のタイムリーな完成を前提としていたが、様々な要因が重なった結果、大幅な遅延が生じた。また、ナマンガ OSBP については、本調査時点までに正式運用を開始しなかった。このことから、プロジェクトの計画段階では、関係する関係者と協議の上、プロジェクトの前提条件をより慎重に検討する必要がある。加えて、JICA 支援により開発された OSBP Source Book(2009) 第 1 版において、OSBP の効率的な推進のために、主として法整備、インフラ、ICT、手続きの 4 つの要素を同時並行で進めることが推奨されている。本事業においては対象 OSBP でのこれらの手続きが同時に進むよう、他ドナーの活動等とも連携しながら手続きに係る業務を行う。

なお、各事業の実施推進を担う機関が多岐に渡ることから、案件を実施するためにコミュニケーションを密にとることが求められていた。同様に、本事業における多くの活動は、関係者間の幅広い協力関係が必要であることから、関係者間の役割分担を明確にする必要がある。このため、合同技術委員会 (JTC) 及び合同国境調整委員会 (JBCC) 及び継続的な活動のために設置されるワーキンググループを通じた関係者との協議の実施、地域合同調整委員会 (RJCC) の開催が引き続き重要となる。

## 7. 評価結果

本事業は、対象 5 か国の開発課題・開発政策並びに日本の援助政策と十分に合致しており、貿易円滑化の推進を通じて投資の促進、治安維持向上、及び地域内の連結性強化に資するものであり、SDGs ゴール 8「持続的・包括的な経済成長」に貢献すると考えられることから、実施の意義を支援する必要性は高い。

## 8. 今後の評価計画

(1) 今後の評価に用いる主な指標

4. のとおり。

(2) 今後の評価スケジュール

事業開始 20 カ月以内ベースライン調査

事業完了 3 年後 事後評価

以 上